

令和6年度 地域活性化のための提案型事業  
(あなたの“アイデア×アクション”で、地域の未来を創る！)  
に関する Q&A

1 事業の応募について

(1) 事業内容について

Q： 地域の事業者と連携した事業を実施したいのですが、連携先が決まっていますか。その場合でも、応募は可能ですか？

また、県も一緒に探していただくことは可能でしょうか？

A： 応募は拒むものではありませんが、審査の段階で、連携先が決まっていなと、実現可能性の面で、審査が通らないことも想定されます。こうした場合は、事前相談の段階で、相談いただき、県も一緒に連携先を探すことも可能です。(ただし、必ず連携先の確保を保証するものではありません)

また、地域の活性化を目指して他の団体や個人とつながりたい方や、そもそも活動を行うにあたってどこに相談していいか分からない方かなどの相談を受け付ける窓口(かながわ西エリアよろず相談窓口)を設置していますので、こちらも併せてご利用下さい。

Q： 事業効果のところでは言及されている「関係人口」や「交流人口」とは何ですか？

A： 県西地域活性化プロジェクトでは、「関係人口」は、移住した「定住人口」でもなく、「交流人口」でもない、その中間の、地域や地域の人々と多様に関わる方のことを言います。「交流人口」とは、主に観光に来た方を言います。

Q： 調査・研究のみの事業とは、どういった事業ですか。

A： 例えば、どこかの地域資源を調査して、その調査結果のレポートをまとめるといった事業です。この提案事業ではそうした調査事業の結果を踏まえて、具体的に地域の活性化につながる事業を展開していただく必要があります。

Q： 事業計画書等に記載する「提案者」と「実施者」の違いは何ですか？

A： 提案者には団体の代表者又は提案に係る責任者を記載してください。実施者には、当事業を実施する担当者等を記載してください。実施者が複数いる場合は、提案者等調書の実施体制に記載してください。

Q： 提案者の資格に、「未来ミーティングかながわ」に参加していることとありますが、どのようにすれば参加することができますか。

A： Facebookで「未来ミーティングかながわ」と検索いただくか、下記URL又は二次元コードから、グループのページに移動いただき、「グループに参加」してください。

《未来ミーティングかながわ (Facebook グループ) のページ》

<https://www.facebook.com/groups/1087668675393550>



## (2) 応募締切について

Q： 6月6日(木)の応募締切に間に合いそうにありません。

A： 6月6日(木)の応募締切後に、それまでに提出された提案の採否を決定した後等に、事業の予算に余裕がある場合は、その後随時募集を行います。ただし、予算がない場合は行いませんので、出来る限り6月6日(木)までの提出することをお勧めします。詳しくは、県担当までお問合せください。

## (3) 事業費について

Q： 事業実施者が負担する労務換算額は、事業実施者で新たに予算を確保する必要があるものですか。

A： 新たに予算を確保していただく必要はありません。既存の労務費の中の支出で構いません。理論上の数値として、提案に係る事業に費やす時間を、神奈川県最低賃金により計算して算出させていただきます。

Q： 労務換算費の従事した時間を証明する書類とは、どのようなものですか。

A： 組織に属する方が対象の場合は、組織の代表者等の証明があるものです。また、組織に属さない方については、その間、業務内容を記した日報やその成果物などが想定されますが、具体的には、県担当にお問合わせください。

Q： 事業に参加する者の食事代(昼食代)を事業費に含めてよいですか。

A： 会議等での飲食費は含めることができません。飲食を提供すること自体が目的である場合も、対象とすることが難しい場合がありますので、予め県担当者にご相談ください。

その他、県負担額に含めない直接経費については、この募集要項の「3 事業費負担の考え方」に記載のとおりです。

#### (4) 事前相談について

Q： 事前相談は必ず行わなければなりませんか。

A： その後の提案書の提出や、審査等の手続き等を円滑に進めるため、必ず行ってください。また、事前相談をいただいた方に、書類の提出先をお伝えします。

過去に行った大学提案の例では、事業費の積算書の費目の誤り等で、せっかく提出いただいたものの、受理できないケースもありました。

#### (5) 審査について

Q： ヒアリングは、必ず行われるのですか。

A： 提案書の内容を、ヒアリングで確認する必要がある場合に実施する予定です。日程はこちらからご提示させていただく予定のため、必ずしもご希望の日程に添えないこともあります。その際は、できる範囲で日程を調整させていただきます。なお、ヒアリングの出席は、代理の方でも結構です。ヒアリングはオンラインでの開催を予定しています。

Q： ヒアリングが行われなかった場合は、採択されたと考えていいのでしょうか。

A： ヒアリングの実施の必要性和採否とは全く関係がありませんので、ヒアリングが実施されなかったとあって、採択が決定したものではありません。

#### (6) 採択後の事業実施

Q： 事業の実施期間が迫っていて、契約締結を待てないのですが、事業を実施してよいのでしょうか。

A： 募集要項（P5）に記載のとおり、事業採択後は、事業に着手していただいて、構いません。

ただし、事業実施者と県は、費用負担を含め、それぞれの役割分担等を明らかにした契約等を締結します。この契約締結で、費用負担を含めた役割分担が決定します。契約締結以前の費用負担等は対象となりませんので、採択から契約締結前までの事業実施については、注意が必要です。

- Q： 契約締結前の労務換算額は、算入することができますか。
- A： できません。事業実施者と県は、費用負担を含め、それぞれの役割分担等を明らかにした契約等を締結します。この契約締結で、費用負担を含めた役割分担が決定します。この役割分担に基づいて事業を実施していくことになるため、費用負担の対象は、この契約締結以降のものになります。したがって、契約締結以前の費用負担は、労務換算額を含めて対象となりませんので、ご注意ください。
- Q： 事業実施者（共同実施者含む）に謝金や委託料等を県の負担額から支払うことはできますか。
- A： 原則として、できません。契約書に事業実施者（共同実施者含む）として記載された個人及び団体等に所属する方が、実施する事業に対して提供した労務は労務換算額として扱うことができる制度としているため、原則として、県負担額から謝金等として支出はできません。特別な事情がある場合は、事前に県にご相談ください。
- Q： 事業採択後に、費用を伴わない事業実施の準備等も行うことはできませんか。
- A： 事業採択後は、事業に着手していただいて、構いません。  
ただし、事業実施者と県は、費用負担を含め、それぞれの役割分担等を明らかにした契約等を締結します。この契約締結で、費用負担を含めた役割分担が決定します。したがって、契約締結以前の費用負担等は対象となりませんので、採択から契約締結前までの事業実施については、注意が必要です。
- Q： 契約等の締結はいつ頃を予定していますか。
- A： 7月中～下旬頃を予定しています。なお、審査会や、採択後の提案者との調整等によって、時期がずれる可能性もあります。詳しくは、県担当にお問合わせください。
- Q： 契約の締結後、事業内容や経費が変更となった場合、どのような手続きが必要ですか。
- A： 事業の実施内容や各費目間の金額を変更する場合は、事前に県の承認が必要となります。具体的には、変更承認申請書を提出いただき、県から承認の通知を受けたあと、経費の変更が可能となります。  
承認が必要な場合については、契約書で定めますが、費目間の流用が20%を上回る場合は手続きが必要とする予定です。  
承認前に変更した費用については、対象外となりますので、注意が必要です。